

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、階数が3で延べ床面積が200平方メートル未満の建築物については、耐火建築物であることが求められなくなりましたが、幼保連携型認定こども園については、現行の規制を維持するため、および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正により、幼保連携型認定こども園の副園長等の資格の要件を緩和する特例の期間が延長されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）が改正されたことから、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 乳児室等を3階以上に設ける建築物は、耐火建築物であることを要件とすることとします。（付則第2項および別表関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長等の資格の要件に係る特例の期間を5年間から10年間に延長することとします。（付則第4項関係）
- (3) (1)はこの条例の公布の日から、(2)は令和2年4月1日から施行することとします。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則第1項 省略 (みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)</p> <p>2 みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）に対する別表第1項第10号、第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第10号ただし書中「、遊戯室および便所」とあるのは「および遊戯室」と、同項第12号才中「満2歳以上の」とあるのは「満2歳以上満3歳に満たない」と、同項第14号ア中「耐火建築物」とあるのは「耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とする。</p> <p>3 省略 (職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長または教頭が置かれる幼保連携型認定こども園に対する別表第2項第3号の規定の適用については、施行日から起算して<u>5年間</u>は、同号中「かつ、」とあるのは、「または」とする。</p>	<p>本則および付則第1項 省略 (みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)</p> <p>2 みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）に対する別表第1項第10号、第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第10号ただし書中「、遊戯室および便所」とあるのは「および遊戯室」と、同項第12号才中「満2歳以上の」とあるのは「満2歳以上満3歳に満たない」と、同項第14号ア中「耐火建築物」とあるのは「耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とする。 <u>（乳児室等を3階以上に設ける園舎にあっては、耐火建築物）</u></p> <p>3 省略 (職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長または教頭が置かれる幼保連携型認定こども園に対する別表第2項第3号の規定の適用については、施行日から起算して<u>10年間</u>は、同号中「かつ、」とあるのは、「または」とする。</p>

別表（第6条関係）

1 設備

(1)から(13)まで 省略

(14) 乳児室等は、1階に設けること。ただし、園舎が次のア、イおよびカに掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、イからクまでに掲げる要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

以下 省略

別表（第6条関係）

1 設備

(1)から(13)まで 省略

(14) 乳児室等は、1階に設けること。ただし、園舎が次のア、イおよびカに掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、次に掲げる要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

以下 省略

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

1. 改正の趣旨

- 幼保連携型認定こども園の耐火性能基準は、建築基準法による規制に加え、幼保連携型基準(府令)で規制
- 規制の内容
 - ①建築基準法・建築基準法施行令
 - ・3階建て以上...耐火建築物
 - ②幼保連携型基準
 - ・保育室を2階に設ける場合...耐火建築物(3階以上に設ける場合には、上乗せ基準なし(=建築基準法が直接適用される)
- 建築基準法改正(R1.6.25施行)
 - ・3階建ての建物...火災時の建物からの避難時間に着目し、延べ面積200m²未満の場合には、耐火建築物でなくてもよいとされた

		建築基準法	基準省令	県条例		建築基準法	基準省令	県条例		建築基準法	基準省令	県条例
3階建て	延べ面積200m ² 以上	耐火	耐火	耐火	建築基準法 改正	耐火	耐火	耐火	府令・条例 改正	耐火	耐火	耐火
	延べ面積200m ² 未満					規制なし	規制なし	規制なし		規制なし	規制あり	規制あり

- 一方で、幼保連携型認定こども園については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる乳幼児や児童の安全を確保する必要があることから、これまでの基準を維持するため、「幼保連携型基準」が改正された(R1.7.31施行)。

2. 改正の内容

- 保育室等を3階以上に設ける建物については、これまでと同様に、延べ面積にかかわらず耐火建築物でなければならないこととなるよう、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

3. 施行日

公布の日

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

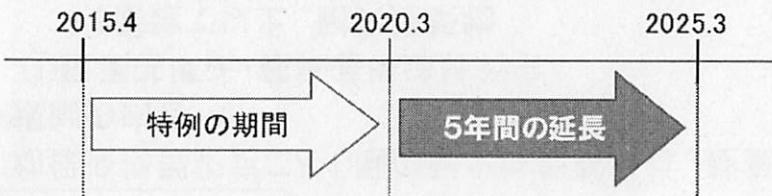
1. 改正の趣旨

- 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定
- 資格要件…幼稚園教諭免許と保育士登録の両方の資格が必要
- 要件緩和の特例措置…幼保連携型認定こども園について、2015年から2019年度末までの5年間、幼稚園教諭免許と保育士登録の両方の資格が保育教諭となる要件であるところを、片方の資格保持者でも保育教諭となることができる。



この特例期間が5年間延長されて、令和6年度末(2024年度末)とされた。

保育教諭の資格要件等を緩和する特例



2. 改正の内容

- 幼保連携型認定こども園について、2019年度末まで設けられている配置すべき職員の員数に算入できる者の要件に係る特例を、5年間(2024年度末まで)延長するため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

3. 施行日

令和2年4月1日